

概要版

第4次江田島市 地域福祉計画

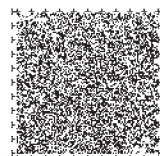
令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

“お互いさま” でつながる 新たなえたじまコミュニティ

一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま



右のマークは音声コード「Uni-Voice」です。
専用アプリなどで読み取ると、
内容を音声で聞くことができます。



令和6（2024）年3月
広島県 江田島市

第4次 江田島市地域福祉計画とは

- 「第4次 江田島市地域福祉計画」は、地域の様々な福祉課題の解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた「福祉の総合計画」です。本市では、地域福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応し、地域住民が抱える新たな課題の解決を図るため本計画を策定します。
- また、地域福祉と密接に関連している「第2次江田島市自殺対策計画」、「第1期江田島市成年後見制度利用促進基本計画」、「第2次江田島市再犯防止推進計画」を一体的に策定し、推進していきます。

根拠法 「社会福祉法」

上位計画

- 第2次江田島市総合計画（平成27（2015）年度～令和6（2024）年度）
- 江田島市第2期人口ビジョン・総合戦略（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

整合

広島県

広島県地域福祉支援計画

連携・協力

本計画（福祉の総合計画）

第4次 江田島市地域福祉計画

（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）

支援

組み込み
（一体的策定）

● 〔江田島市社会福祉協議会〕
地域福祉活動計画

- 江田島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 江田島市障害者計画
- 江田島市障害福祉計画・江田島市障害児福祉計画
- 江田島市子ども・子育て支援事業計画
- 江田島市こども計画^{（注）}
- 健康江田島21計画
- その他関連計画

- 江田島市成年後見制度
利用促進基本計画
- 江田島市再犯防止推進計画
- 江田島市自殺対策計画

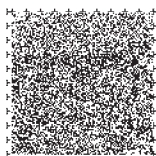
（注）：令和6（2024）年度に策定予定

計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間です。

	令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度	令和6 （2024） 年度	令和7 （2025） 年度	令和8 （2026） 年度	令和9 （2027） 年度	令和10 （2028） 年度	令和11 （2029） 年度
江田島市地域福祉計画	第3次計画			第4次計画					
江田島市自殺対策計画*	第1次計画			第2次計画					
江田島市成年後見制度 利用促進基本計画*				第1期計画					
江田島市再犯防止 推進計画*	第1次計画			第2次計画					

※ 本計画と一体的に策定



第4次 江田島市地域福祉計画

地域福祉と四助

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう「地域を中心として、共に支え合い、助け合う社会を基盤とした福祉」のことです。自助、互助、共助、公助という重層的な取組(四助)によって推進されます。

市民・関係機関・社会福祉協議会・行政等の相互協力

自助

- 個人や家族など、自分でできることは自分で行う。(自助努力)
- 民間の福祉サービス等の利用

互助

- 隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う。
- 自治会や社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の市民活動団体による支え合い、助け合い

共助

- 介護保険制度や医療保険制度などの社会保障制度に基づく、地域の事業所や社会福祉法人等による支え

公助

- 保健・医療・福祉など公的な制度に基づく、行政でなければできない公的福祉サービスの提供
- 生活保護や人権の擁護、虐待防止対策など行政施策として行うべきもの

これまでの枠組みを超えた「地域共生社会」の推進

地域共生社会とは、高齢者や障害のある人、子育て家庭、生活困窮者など、制度や分野の「縦割り」の関係を越えて、地域住民や地域の団体など多様な主体が世代や分野を超えてつながることで、地域を支えていく社会のことです。

地域福祉計画は、地域共生社会の実現のため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズへの対応をはじめ、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備、医療、介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の推進が求められています。

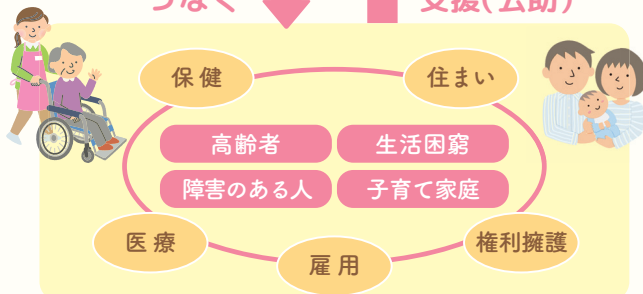
地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指しています。

地域

- 支え合い、助け合いの意識の醸成
- 住民の気付きによる早期発見
- 「我が事」意識による課題解決に向けた取組

つなぐ ↓ ↑ 支援(公助)



- 公的な福祉だけではなく、地域に暮らす人が共に支え合い、課題を解決する力を再構築しようという取組です。

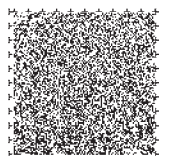
- 困った人の問題を「我が事」として受け止める、見守りと気付きの体制をつくります。

- 地域だけで解決できない問題を行政(市)につなぎます。

- 個別の課題を包括的に受け止め、解決に向けた体制を整備します。

包括的支援体制の構築

※ 厚生労働省の資料に基づき作成



第4次 地域福祉計画の基本理念と施策の体系

基本理念

“お互いさま”でつながる 新たなえたじまコミュニティ
一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま

基本目標

1

意識を高める

地域福祉の意識づくり

2

絆を深める

気軽に集える交流の場づくり

3

担い手を育む

地域福祉の担い手づくり

4

困りごとに寄り添う

相談しやすい包括的な支援体制づくり

5

暮らしを支える

住み慣れた地域で安心して生活
できる支援体制づくり

6

安心して暮らす

安全・安心な人にやさしいまちづくり

基本施策

1. 福祉への意識を高める啓発の推進
2. 福祉意識の醸成に向けた学びの場の充実

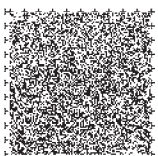
1. 地域で支えあう関係づくり
2. 世代を超えた交流の場づくり

1. 地域活動やボランティア活動への参加促進
2. 福祉の担い手づくりと人的資源の発掘

1. きめ細かな相談支援体制の充実
2. 福祉のネットワークづくり

1. 良質で多様な福祉サービスの充実
2. 大切な権利を守る体制の整備

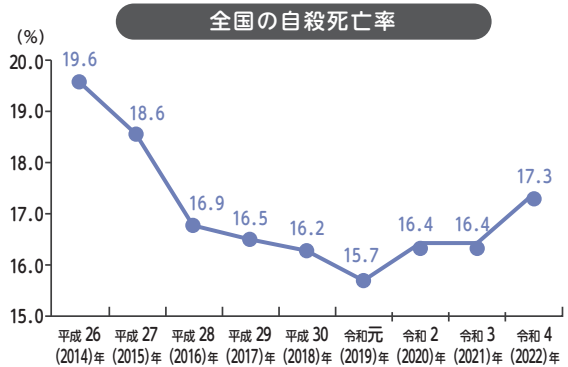
1. 防災・防犯対策の推進
2. 誰もが暮らしやすい生活環境の整備



第2次 江田島市自殺対策計画

計画策定の社会的背景と趣旨

- 近年、自殺者数は3万人台から2万人台に減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年には、自殺者の総数は前年を上回り、特に女性やこどもの自殺者数が増加し、その後、男性の自殺者数も増加に転じています。
- 本市においては令和4（2022）年10月に閣議決定された、新「自殺総合対策大綱」 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念を継承し、本市の現状等を踏まえ「第2次江田島市自殺対策計画」を策定し「生きることの包括的な支援」を推進する指針として位置付けます。



※ 自殺死亡率とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で除して、これを10万人当たりの数値に換算したもの
資料：厚生労働省自殺対策推進室

自殺対策計画の概要と数値目標

基本理念に基づいて、自殺対策の総合的な推進を図り、あらゆる場面における市民の「いのち」と「こころ」を大切に、誰も自殺に追い込まれることのない、心身共に健やかなまちづくりを目指します。
計画の数値目標は、本市における年間自殺者数を0人とします。

施策体系

基本理念

～ 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して～
一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま

基本施策

1. 知る 理解の促進と情報提供の充実

2. 育む こころの健康づくりと支援者の育成

3. つなぐ 相談支援体制の整備・充実

4. 支える 自殺を予防する環境づくり

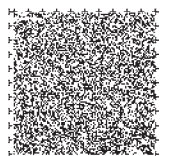
施策の方向

1. 周知・啓発・情報発信
2. 学びの場の充実

1. こころの健康づくりの推進
2. 庁内における人材育成・研修の充実
3. 地域における人材育成の推進

1. 日常生活に関する相談支援の充実
2. 健康問題に関する相談支援の充実
3. 保護者の心理的な負担の軽減
4. 気軽に集える相談の場づくり

1. 社会参加・仲間づくりの促進
2. 関係機関との連携・ネットワークづくり
3. 遺族や被災者等への支援
4. 各種制度等に基づく支援



第1期 江田島市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症状や知的障害等があることにより判断能力が不十分となり、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うための制度です。

高齢化の進行等を背景として、今後、成年後見制度の需要が高まることが見込まれています。

計画策定の社会的背景と趣旨

国において、令和4(2022)年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、市町村に対しては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域連携ネットワークの構築や中核機関等の計画的な整備を求めています。

本市では、関係機関との連携をはじめ、地域福祉計画における権利擁護事業との連携を踏まえ、成年後見制度の利用促進及び権利擁護体制の充実を図ることとします。

施策の展開

施策

1. 成年後見制度の周知と理解の促進

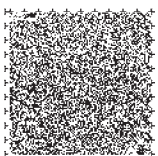
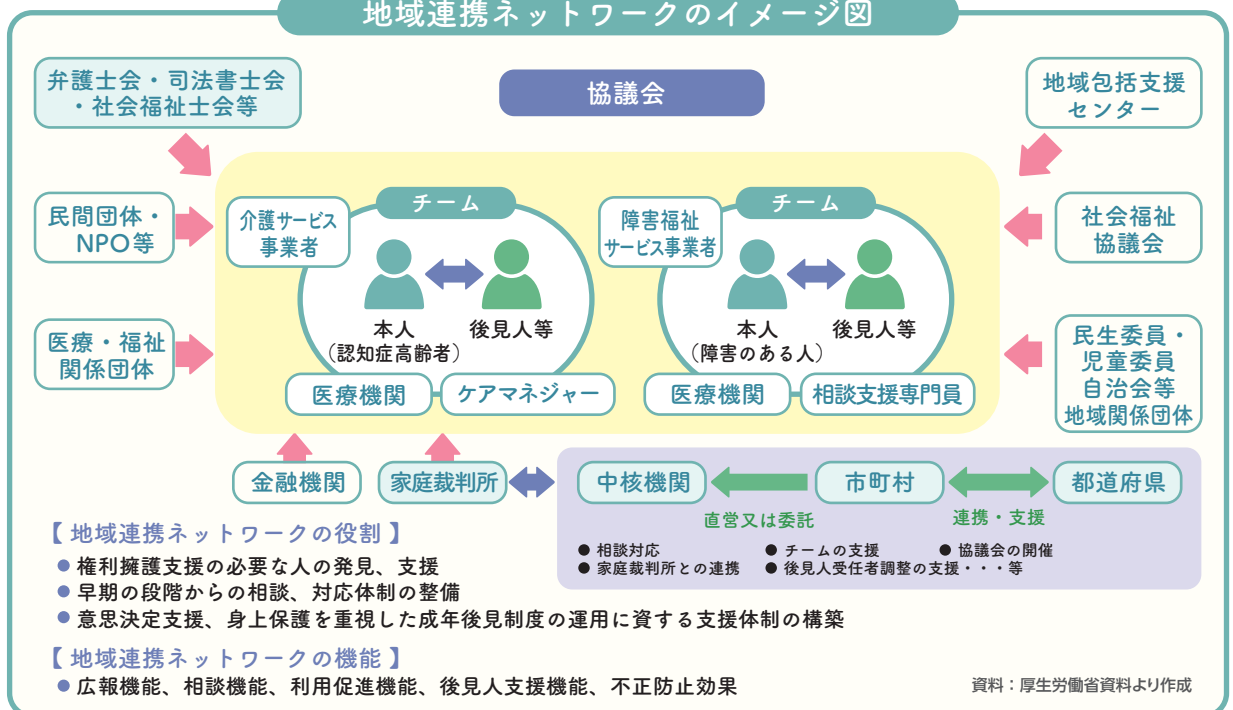
2. 相談支援体制の整備

3. 関係機関との連携によるネットワークの整備

主な取組

- 成年後見制度の広報・啓発活動の推進
- 相談窓口の周知
- 職員等を対象とした研修等による制度の理解促進
- 支援が必要な人の発見体制づくり
- 相談支援体制の整備
- ニーズに応じた支援体制の整備
- 市長申し立ての実施
- チームによる支援体制の整備
- 中核機関・地域連携ネットワークの整備

地域連携ネットワークのイメージ図



第2次 江田島市再犯防止推進計画

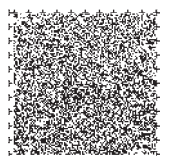
計画策定の社会的背景と趣旨

- 法務省の「令和4年版犯罪白書」では、刑法犯により検挙された人のうち再犯者の人員は約8万5,000人で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の割合(再犯者率)は48.6%となっています。
- 罪を犯した人や非行をした人の多くは、刑期を終えた後、安定して就労できないことや住まいを確保できないことなどにより、社会への復帰が困難になっている人が多いことが、再犯の大きな要因であるとされています。
- 国においては「再犯防止推進法」の施行により、都道府県及び市町村に対して「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることを求めています。また、令和5(2023)年3月には「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。
- 本市においては、地方再犯防止推進計画として、令和4(2022)年2月に「江田島市再犯防止推進計画」を策定し、この度、計画期間の満了に伴い「第2次江田島市再犯防止推進計画」を策定します。

本計画の基本方針

- 国や広島県の計画を勘案し、次の項目を本計画の基本方針とし、関係機関等と連携を図りながら施策に取り組めます。

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供
- ③ 就労・住居を確保するための取組の推進



施策の展開

基本方針

1. 広報・啓発活動の推進

2. 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供

3. 就労・住居を確保するための取組の推進

主な取組

- 社会を明るくする運動強調月間等における啓発活動の推進
 1. 「社会を明るくする運動」の共同開催
 2. 社会を明るくする運動強調月間
 3. 啓発活動
- 再犯防止啓発月間
- 行政や専門機関等による相談事業の周知等
- 関係団体の活動促進等
 1. 保護司^{※1}の人材確保等の支援
 2. 保護司会等への活動支援
 3. 薬物乱用防止指導員^{※2}との連携による啓発
 4. 地域の見守り活動の推進
- 保健・医療・福祉サービス等の利用
 1. 矯正施設等との連携
 2. 地域における福祉的支援
- 非行の防止と就学支援
 1. 各種相談窓口の周知
 2. 小中学校における取組
- 就労の確保等
 1. 生活困窮者自立支援事業^{※3}等による支援
 2. 就労継続支援や就労定着支援等による障害のある人への就労支援
 3. 就労を希望する障害のある人等に対する相談体制
 4. 協力雇用主^{※4}に対する支援
 5. 刑務作業等への支援
- 住居の確保等
 1. 公営住宅の受け入れ等
 2. 生活困窮者自立支援事業住居確保給付金の活用
 3. 住宅確保要配慮者に対する居住支援

※1 「保護司法」の規定に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。

※2 県の委嘱を受け、薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティアのこと。

※3 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対し、自立の支援に関する措置を講じ、自立の促進を図ることを目的とした事業のこと。

※4 犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。

第4次江田島市地域福祉計画（概要版）

発行月 / 令和6（2024）年3月

発行者 / 広島県江田島市福祉保健部社会福祉課

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原 505 番地

TEL 0823-43-1638 FAX 0823-57-4432

